

当財団と取引を希望する事業者の皆様へ

持続可能な調達に係る標準特記仕様書について

【本件の問合せ先】

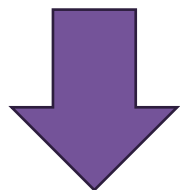
総務企画室 企画部 企画課 (サステナビリティ担当)
sustainability@WATokyo25.com



WORLD ATHLETICS
CHAMPIONSHIPS
T O K Y O ● 2 5

持続可能な調達とは

- 今般、東京2025世界陸上財団（以下「財団」という。）として「持続可能な調達計画」（以下「計画」という。）を策定しました。
- 財団が行う物品等の調達について、契約の手続開始から完了までの過程を通じて、環境・社会への負の影響を抑制し、地域経済への好影響をもたらすための計画です。



- 計画において、「持続可能な調達に係る標準特記仕様書」を財団が作成し、契約書類に添付することを決定しました。
- ⇒ **契約事業者は、この標準特記仕様書の規定内容に従い、持続可能性に配慮した体制整備や調達を行うことが求められます。**

- 大会における物品・サービス等の調達のうち、財団が直接行う調達（スポンサー企業からの調達を含む）及び財団が発注する工事の受注者が行う調達

①契約内容

- ・物品の調達……事務用品や備品の購入・レンタル・リース
- ・サービスの調達……各種業務委託契約など
- ・工事……建設工事等（解体工事のみの場合を除く。）

②契約主体

- ・財団が直接行う調達 ※財団とスポンサーが契約して、スポンサーから調達するものを含みます
- ・各種業務委託契約などで、その業務履行のために受託者が行う調達
- ・財団が発注する工事の受注者が行う調達

- 契約締結後直ちに持続可能性に配慮した調達を**履行できる体制を整備**してください
- 持続可能性に係る遵守事項について、**調達に関与する従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図**ってください

契約事業者は、次のような措置をとることが求められます。

- ・持続可能性に配慮した調達を履行できる体制を確保する責任者を定めます。
- ・責任者が、特記仕様書の内容並びに「東京都グリーン購入ガイド」又は「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」の該当する部分の内容を理解するとともに、調達に関与する従事者全員に対し、十分に説明を行います。
- ・財団へ納品等をする前に、特記仕様書の内容を満たしているか、責任者が確認をします。

- 契約内容が物品の調達又はサービスの提供である場合にあっては、
「東京都**グリーン購入ガイド**」**水準 1**を満たすものを調達し、又は提供してください
- ・「東京都グリーン購入ガイド」は、東京都がグリーン購入推進方針に基づき購入する際の目安を定めているものです。
- ・「グリーン購入」とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。
- ・「水準 1」は、現時点で必ず考慮すべき事項として定めています。

- 契約内容が工事の受注である場合にあっては、
「東京都**環境物品等調達方針（公共工事）**」に従って調達してください
- ・「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」は、東京都が公共工事における資材（材料及び機材を含む。）、建設機械、工法、目的物などについて、環境物品等の使用及び環境影響物品等の使用抑制に関し必要な事項を定めているものです。
- ・「環境物品等」とは、環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品又は役務です。
- ・「環境影響物品等」とは、原材料の調達や製造に環境破壊を伴うもの、使用することにより環境に悪影響を与えるもの、エネルギーや資源を浪費するものなどを指します。

■ できる限り、**東京都に近い地域**（国立競技場から概ね100km以内）の**事業者からの調達に努めてください**

- ・地域経済へ好影響をもたらすための措置であり、努力義務です。
- ・ここでいう「事業者」は、契約した事業者の直接取引先となる事業者、つまり生産者や卸売業者（場合によっては、小売業者）を指します。
財団 ⇔ 契約事業者 ⇔ 生産者・卸売業者・小売業者
- ・事業者の位置は、その本店又は支店の位置によることとします。
- ・国立競技場から概ね100kmの範囲は、1都3県全体と、北関東3県（茨城県、栃木県、群馬県）の南半分・山梨県の東半分ほどになります。

- 調達した物品等の**仕様を記録**してください
- **履行完了時**に、持続可能性に配慮した調達を行ったことを**書面で報告**してください

- ・仕様の記録は、提出が義務ではありませんが、配慮事項を満たさない疑いがある場合など、財団が必要と認める場合に提出を求められることがあります。（次のスライド参照）
- ・遵守事項確認報告書は、「はい」「いいえ」のチェック方式による簡易な様式です。
- ・「東京都に近い地域の事業者からの調達」かどうかを確認するため、調達先の所在地の記載を求めます。国立競技場から100km以内かどうかは、財団が確認します。

標準特記仕様書の内容 4 担保措置

- 財団は、必要があると認める場合には、受注者等の作業状況の調査の実施要求及び受注者等に対する委託業務の実施に係る指示をさせていただくことがあります
- 受注者等は、財団から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従っていただきます

- ・標準特記仕様書で求めている措置が十分にとられていないおそれがある場合などにおいては、財団は、状況確認や是正指示を行うことができます。
- ・財団から指示等があった場合は、適切に対応ください。

持続可能な調達に係る標準特記仕様書（1/3）

持続可能な調達に係る標準特記仕様書

公益財団法人東京2025世界陸上財団（以下「財団」という。）と契約した受注者、受託者等（以下「受注者等」という。）は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従うこととする。

1 調達に係る持続可能性を踏まえた業務の履行

受注者等は、本契約に係る調達において持続可能性を確保するとの趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守すること。

2 業務の推進体制

受注者等は、契約締結後直ちに持続可能性に配慮した調達を履行できる体制を整えること。

持続可能な調達に係る標準特記仕様書

公益財団法人東京2025世界陸上財団（以下「財団」という。）と契約した受注者、受託者等（以下「受注者等」という。）は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従うこととする。

1 調達に係る持続可能性を踏まえた業務の履行

受注者等は、本契約に係る調達において持続可能性を確保するとの趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守すること。

2 業務の推進体制

受注者等は、契約締結後直ちに持続可能性に配慮した調達を履行できる体制を整えること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

受注者等は、この契約の履行に関する持続可能性に係る遵守事項について、調達に関与する従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。

4 持続可能な調達

- (1) 受注者等は、契約内容が物品の調達又はサービスの提供である場合にあっては、調達又は提供する物品又はサービスについて、「東京都グリーン購入ガイド」（東京都）の環境配慮仕様の水準1（https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green）を満たすものを調達し、又は提供すること。
- (2) 受注者等は、契約内容が工事の受注である場合にあっては、工事において調達する資材、建設機械、工法、目的物などに関し、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都）（<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/pdf/kankyobuppin2023.pdf>）に従って調達すること。
- (3) 受注者等は、できる限り、東京都に近い地域（国立競技場から概ね100km以内）の事業者（生産者、卸売業者又は小売業者）から契約の履行に係る物品を調達するよう努めること。

5 情報の記録及び提出

- (1) 受注者等は、4(1)又は(2)の規定に従い調達した物品等の仕様を記録すること。
- (2) 受注者等は、契約履行完了時においては、この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面（様式1）で報告すること。

6 実地調査及び指示等

- (1) 財団は、必要があると認める場合には、受注者等の作業場所の実地調査を含む受注者等の作業状況の調査及び受注者等に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受注者等は、(1)の規定に基づき、財団から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従うこと。

持続可能な調達に係る標準特記仕様書 (2/3)

3 業務従事者への遵守事項の周知

受注者等は、この契約の履行に関する持続可能性に係る遵守事項について、調達に関与する従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。

4 持続可能な調達

- (1) 受注者等は、契約内容が物品の調達又はサービスの提供である場合にあっては、調達又は提供する物品又はサービスについて、「東京都グリーン購入ガイド」(東京都)の環境配慮仕様の水準1 (https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green) を満たすものを調達し、又は提供すること。
- (2) 受注者等は、契約内容が工事の受注である場合にあっては、工事において調達する資材、建設機械、工法、目的物などに関し、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」(東京都) (<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/pdf/kankyobuppin2023.pdf>) に従って調達すること。
- (3) 受注者等は、できる限り、東京都に近い地域(国立競技場から概ね100km以内)の事業者(生産者、卸売業者又は小売業者)から契約の履行に係る物品を調達するよう努めること。

持続可能な調達に係る標準特記仕様書 (3/3)

5 情報の記録及び提出

- (1) 受注者等は、4 (1) 又は(2) の規定に従い調達した物品等の仕様を記録すること。
- (2) 受注者等は、契約履行完了時においては、この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面（様式1）で報告すること。

6 実地調査及び指示等

- (1) 財団は、必要があると認める場合には、受注者等の作業場所の実地調査を含む受注者等の作業状況の調査及び受注者等に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受注者等は、(1) の規定に基づき、財団から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従うこと。

標準特記仕様書 遵守事項確認報告書 (1/3)

持続可能な調達に係る標準特記仕様書 遵守事項確認報告書

契約件名 ※

事業者名 ※

確認事項	確認結果
下記の「持続可能な調達」を計画・実施・確認する責任者を明確にし、持続可能性に配慮した調達を履行できる体制を整備した	はい いいえ
持続可能性に係る遵守事項について、調達を行う前に、責任者から、調達に関与する従事者全員に対し、標準特記仕様書の内容を十分に説明した	はい いいえ

様式1

持続可能な調達に係る標準特記仕様書 遵守事項 確認報告書

契約件名 ※

事業者名 ※

確認事項	確認結果
下記の「持続可能な調達」を計画・実施・確認する責任者を明確にし、持続可能性に配慮した調達を履行できる体制を整備した	はい いいえ
持続可能性に係る遵守事項について、調達を行う前に、責任者から、調達に関与する従事者全員に対し、標準特記仕様書の内容を十分に説明した	はい いいえ
持続可能な調達	
契約内容が物品の調達又はサービスの提供に該当する場合	
☞ 調達する物品又はサービスが「東京都グリーン購入ガイド」に定めのある品目である	はい いいえ
「はい」の場合は、下の欄を記入	
該当品目について「東京都グリーン購入ガイド」の環境配慮仕様の水準1を満たす物品を調達し、又はサービスを提供した	はい いいえ
契約内容が工事の受注に該当する場合	
☞ 工事内容が「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」の適用範囲に該当する（契約額が500万円以上の建設工事等（解体工事のみの場合を除く）である）	はい いいえ
「はい」の場合は、下の欄を記入	
工事において調達する資材、建設機械、工法、目的物などに関し、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都）に従って調達した	はい いいえ
契約内容が物品等の調達を伴う場合	
☞ 主要な調達品について、東京都に近い地域（国立競技場から概ね100km以内）の事業者から調達した【努力義務】	はい いいえ
「はい」の場合は、下の欄を記入	
物品等を調達した相手事業者の名称及び所在地 ※	

【記入方法】

- ・確認結果欄は、実態に応じて「はい」又は「いいえ」を○で囲む。
- ・※欄には、具体的な内容を記載する。

標準特記仕様書 遵守事項確認報告書 (2/3)

持続可能な調達		
契約内容が物品の調達又はサービスの提供に該当する場合		
↳	調達する物品又はサービスが「東京都グリーン購入ガイド」に定めのある品目である	はい いいえ
「はい」の場合は、下の欄を記入		↓
	該当品目について「東京都グリーン購入ガイド」の環境配慮仕様の水準1を満たす物品を調達し、又はサービスを提供した	はい いいえ
契約内容が工事の受注に該当する場合		
↳	工事内容が「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」の適用範囲に該当する（契約額が500万円以上の建設工事等（解体工事のみの場合を除く）である）	はい いいえ
「はい」の場合は、下の欄を記入		↓
	工事において調達する資材、建設機械、工法、目的物などに関し、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都）に従って調達した	はい いいえ

標準特記仕様書 遵守事項確認報告書 (3/3)

契約内容が物品等の調達を伴う場合		
↳	主要な調達品について、東京都に近い地域（国立競技場から概ね100km以内）の事業者から調達した【努力義務】	はい いいえ
	「はい」の場合は、下の欄を記入	
	物品等を調達した相手事業者の名称及び所在地 ※	

【記入方法】

- ・ 確認結果欄は、実態に応じて「はい」又は「いいえ」を○で囲む。
- ・ ※欄には、具体的な内容を記載する。

【参考】東京都グリーン購入ガイドの対象品目

分野	品目
1. 用紙	【1】複写機用紙 【2】O A用紙（フォーム用紙等）
2. 印刷物	【3】印刷物（紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等）
3. 文具・事務用品	〔筆記具〕【4】シャープペンシル【5】シャープペンシル替芯【6】ボールペン【7】マーキングペン【8】鉛筆
	〔テープ類〕【9】セロハンテープ【10】布粘着テープ（プラスチッククロステープを含む）
	〔紙製品〕【11】事務用封筒（紙製）【12】ノート【13】付箋【14】インデックス【15】プリンターラベル
	〔ファイル類〕【16】ファイル【17】クローズ表紙
	〔その他〕【18】文書保存箱【19】定規【20】のり（液状、澱粉のり） 【21】のり（固形・テープ）【22】はさみ【23】連射式クリップ【24】修正液、修正テープ【25】スタンプ台、朱肉【26】ステープラー（汎用型）【27】ステープラー（汎用型以外） 【28】塗料【29】ダストブローワー【30】チョーク【31】グラウンド用白線【32】テープ印字機等用カセット【33】テープ印字機等用テープ

【参考】東京都グリーン購入ガイドの対象品目

分野	品目
4. 衛生用紙	【34】トイレトペーパー【35】ティッシュペーパー
5. 衣料品等	【36】毛布 【37】カーペット 【38】被服・貸与被服 【39】靴 【40】作業用手袋 【41】集会用テント 【42】ブルーシート 【43】旗・のぼり・幕 【44】モップ
6. 災害備蓄用品	【45】災害備蓄用飲料水【46】アルファ化米 【47】保存パン 【48】乾パン 【49】栄養調整食品 【50】フリーズドライ食品【51】非常用携帯電源
7. 什器 (オフィス家具)	【52】椅子 【53】机 【54】棚 【55】収納用什器（棚以外） 【56】ローパーティション【57】コートハンガー 【58】傘立て 【59】掲示板 【60】黒板 【61】ホワイトボード 【62】個室ブース 【63】ディスプレイスタンド
8. 画像機器等	【64】コピー機 【65】複合機 【66】デジタルコピー機 【67】スキャナー 【68】プリンタ 【69】プリンタ複合機【70】ファクリミリ 【71】プロジェクタ 【72】トナーカートリッジ 【73】インクカートリッジ
9. 電子計算機等	【74】電子計算機 【75】磁気ディスク装置 【76】ディスプレイ
10. オフィス機器等	【77】シュレッダー 【78】デジタル印刷機 【79】掛時計 【80】電子卓上計算機 【81】一次電池又は小型充電式電池 【82】ボタン電池
11. 移動電話等	【83】携帯電話 【84】PHS 【85】スマートフォン

【参考】東京都グリーン購入ガイドの対象品目

分野	品目
12. 照明・家電製品等	【86】照明器具 【87】LEDを光源とした内照式表示灯 【88】電球形状のランプ 【89】家庭用エアコン 【90】業務用エアコン【91】ガスヒートポンプ式冷暖房機 【92】冷蔵庫（電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫） 【93】テレビ 【94】ビデオ、DVDレコーダー 【95】電気便座 【96】ジャー炊飯器 【97】電子レンジ 【98】ストーブ 【99】ガス調理機器 【100】給湯（茶）器・温水器
13. 自動販売機	【101】飲料自動販売機
14. ごみ袋等	【102】プラスチック製ごみ袋
15. 自動車	【103】自動車（乗用車）【104】自動車（その他自動車）【105】二輪車（原付）
16. 自動車タイヤ	【106】自動車用タイヤ【バス・貨物等用】 【107】自動車用タイヤ【普通自動車用】（市販用タイヤ（スタッドレスタイヤ、オールシーズンタイヤを除く））
17. ライフライン	【108】電気（低圧施設用） 【109】電気（高圧施設用及び特別高圧施設用）
18. 燃料	【110】ガソリン
19. 自動車による運搬及び輸送	【111】自動車による運搬及び輸送（観光バスの供給契約を除く） 【112】自動車による運搬及び輸送（観光バスの供給契約）
20. 食堂	【113】食堂・喫茶店

【参考】東京都グリーン購入ガイドの対象品目

分野	品目
21. 小売業務	【1 1 4】小売業務
22. クリーニング	【1 1 5】クリーニング
23. 普及・啓発等に 係る環境配慮	【1 1 6】イベントの運営 【1 1 7】ノベルティ等提供物の調達
24. 引越輸送	【1 1 8】引越輸送
25. 産業廃棄物処理	【1 1 9】産業廃棄物処理委託契約 【1 2 0】使用済小型電子機器等処理委託契約
26. 建築物の借上げ	【1 2 1】都保有以外の建築物の借上
27. 庁舎管理等	【1 2 2】植栽管理業務(都が管理する施設内及び周辺等の植栽地(公園及び街路樹を含む。)並びに屋上緑化等の管理とする。) 【1 2 3】加煙試験 【1 2 4】タイルカーペット洗浄 【1 2 5】清掃【1 2 6】印刷機能等提供業務【1 2 7】生ゴミ処理機【1 2 8】日射調整フィルム 【1 2 9】低放射フィルム【1 3 0】太陽光発電システム(公共・産業用)【1 3 1】太陽熱利用システム(公共・産業) 【1 3 2】燃料電池【1 3 3】エネルギー管理システム【1 3 4】節水器具【1 3 5】給水栓
28. 会議運営	【1 3 6】会議運営

【URL】

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green